

## 筑北村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新エネルギーを活用し、自然環境保全のため、住宅用太陽光発電システムを設置するものに対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、筑北村補助金等交付規則(平成17年筑北村規則第36号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助対象システム)

第2条 補助金を交付する太陽光発電システム(以下「対象システム」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連携し、かつ、太陽電池の最大出力(対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(キロワット表示とし、小数点第1位未満を四捨五入したもの。)をいう。以下同じ。)が10キロワット未満の太陽光発電システムであること。
- (2) 未使用であること。
- (3) 電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結できるものであること。

### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村内に住所を有する者
- (2) 村内に居住を目的とした住宅(店舗等を兼ねている住宅を含む。)を有する者(当該住宅が自己の所有に属さない場合は、当該住宅の所有者の承諾書を提出できる者)又は住宅を設けようとする者
- (3) 補助金の交付申請をした対象システムについて、申請をした年度内に設置を完了することができる者
- (4) 前条第3号に規定する契約の締結を完了することができる者

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、1キロワット当たり2万5千円に、対象システムを構成する太陽電池の最大出力(太陽電池の最大出力が4キロワットを超えるシステムにあつては4キロワットを限度とする。)を乗じて得た額とする。ただし、当該金額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、1世帯あたり1回とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、筑北村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置費用の内訳が明記されている見積書

- (2) 対象システムの設置予定箇所の位置図
  - (3) 対象システムの設置予定箇所の現況写真
  - (4) その他村長が必要と認める書類
- (交付決定及び通知書)

第6条 村長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定による補助金の交付を決定した場合は、筑北村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、前条第2項に規定する決定の通知を受けた後において、補助金交付申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、筑北村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金変更・中止・廃止承認申請書(様式第3号)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更後の交付決定)

第8条 村長は、前条の規定による承認申請書の提出があったときは、承認の可否を決定し、筑北村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金変更・中止・廃止承認通知書(様式第4号)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、中止又は廃止の場合を除き、対象システムの設置が完了した日から30日以内又は当初交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、筑北村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置の費用に係る領収書の写し及び内訳書
- (2) 対象システムの設置状況を示す写真(太陽電池モジュールの写真は枚数の確認できるものとし、枚数が確認できない場合は図面を添付すること。)
- (3) 電力会社との電力受給契約書の写し。
- (4) 竣工検査の試験記録書の写し。
- (5) その他村長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第10条 村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付額を確定し、筑北村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金確定通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助対象者は、前条の規定による確定通知書を受けとったときは、村長に筑北村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付請求書(様式第7号)を提出するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

様式第1号（第5条関係）

筑北村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付申請書

年 月 日

筑北村長 様

住所 筑北村  
申請者 氏名  
電話

印

筑北村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します

対象システムの設置場所	筑北村 番地
設置予定建築物の所有者	氏名： 住所：
設置予定建築物の構造	
設置予定建築物の区分	新築 ・ 既築
対象システムの型番等	
設置する太陽電池の最大出力合計	キロワット
対象システムの工事着工予定年月日	年 月 日
対象システムの設置完了予定年月日	年 月 日
補助金交付申請額	円
電灯契約者氏名	

※ 太陽電池の最大出力合計値は小数点第1位未満を四捨五入し小数点第1位まで記入

添付書類

- (1) 対象システムの設置費用の内訳が明記されている見積書
- (2) 対象システムの設置予定箇所の位置図
- (3) 対象システムの設置予定箇所の現況写真
- (4) 対象システムを設置しようとする住宅が自己所有でない場合は、当該住宅の所有者の承諾書

●世帯又は同居する者全員の村税等納付状況を調査することに同意いたします。

同意者氏名自書

\*氏名を自書できない場合は押印してください。

様式第2号（第6条関係）

筑住福第 号  
年 月 日

様

筑北村長 ⑩

筑北村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった筑北村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定金額 円
- 2 交付条件等  
補助対象者は、次に該当する場合は、あらかじめ村長の承諾を受けてください。  
(1) 申請の内容を変更しようとするとき。  
(2) 対象システムの設置等を中止又は廃止しようとするとき。
- 3 実績報告  
補助対象者は、対象システムの設置等を完了した後、定められた期間内に実績報告書を提出してください。
- 4 補助金額の確定等  
村長は、前項の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に該当すると認められたときは、補助金の額を確定し通知するものとします。
- 5 補助金の交付等  
補助金は、前項の規定による補助金の額の確定後、補助対象者の請求に基づき交付します。ただし、この補助金の交付の条件に違反したときは、その全額又は一部の返還を命ずることがあります。

様式第3号（第7条関係）

筑北村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日

筑北村長 様

住 所 筑北村  
申請者 氏 名 印  
電 話

年 月 日付筑住福第 号で補助金交付決定を受けた筑北村住宅用太陽光発電システム設置事業について、申請の内容を下記のとおり（変更・中止・廃止）したいので承認してください。

記

1 （変更・中止・廃止）の内容

2 （変更・中止・廃止）の理由

様式第4号（第8条関係）

筑住福第 号  
年 月 日

様

筑北村長 ⑩

筑北村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金（変更・中止・廃止）承認通知書

年 月 日付で申請の筑北村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請について、下記のとおり通知します。

記

1. 申請のあったとおり、（変更・中止・廃止）について承認します。

様式第5号（第9条関係）

筑北村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金実績報告書

年 月 日

筑北村長 様

住 所 筑北村

氏 名 印

電 話

年 月 日付筑住福第 号で補助金交付決定を受けた筑北村住宅用太陽光発電システムの設置等が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 対象システムの設置等完了年月日 年 月 日
- 3 設置した対象システムの概要と設置工事費等（別紙）
- 4 添付書類
  - （1）対象システムの設置に要した費用の領収書の写し及び内訳書
  - （2）対象システムの設置状況を示す写真及び図面
  - （3）電力会社との電力受給契約書の写し
  - （4）竣工検査の試験記録書の写し（太陽光発電システムの場合）

\*別紙の内容が充足されている書類を添付することにより、別紙の様式に代えることができる。

(別紙)

設置した対象システムの概要と設置工事費等

(1) 対象システムの概要

項 目		内 容		
太陽電池	ア 太陽電池モジュールの型式名			
	イ 太陽電池モジュールの製造番号	別 添		
	ウ 製造社名			
	エ 太陽電池モジュールの公称最大出力と使用枚数 (注1)			
	オ 太陽電池の最大出力 (注2)	キロワット		
インバータ・保護装置	ア インバータ・保護装置の型式名			
	イ インバータ・保護装置の製造番号			
	ウ 製造社名			
	エ 定格出力	キロワット		
	オ 低圧系統と逆潮流有りで連係するという要件への適合性	系統連係について承認を受ける電力会社		
	カ 電力会社との電力契約内容 (該当のものを○で囲み、「契約内容量」には数値を記入して下さい。)	電気方式	1 単層3線式 100V-200V 2 単層2線式 100V	
契約種別		1 従量電灯契約 2 時間帯別電灯契約		
契約容量		アンペア		
太陽電池の設置場所 (該当のものを○で囲んで下さい。)		1 新築住宅の屋根上 2 既築住宅の屋根上 3 地表上 4 ベランダ 5 その他( )		
イ 太陽電池の固定方法 (該当のものを○で囲んで下さい。)	1 建材一体蚊型 2 架台設置型			

(注1) 公称最大出力とは、日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。

(注2) 太陽電池の最大出力とは、システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値をいう。

(注3) 日本工業規格を基準としているが、IECS等の国際規格も可とする。

(注4) 太陽電池の最大出力及び定格出力は小数点第1位未満を四捨五入し小数点第1位まで記入。

(2) 対象システムの設置工事費

項目	型式	数量	単価	金額	備考
太陽電池モジュール					
架台					
接続箱					
直流側開閉器					
インバータ・保護装置					
発生電力量計					
余剰電力販売用電力量計					
配線・配線器具の購入・据付					
工事に関する費用					
小計					
消費税					
合計					

(3) 太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性

太陽電池モジュール型式	
-------------	--

規定値 (JIS) 公称最大値 (W)	
------------------------	--

番号	製造番号	測定値最大出力 (W)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		

番号	製造番号	測定値最大出力 (W)
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		

様式第6号（第10条関係）

筑北村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金確定通知書

様

年 月 日付で実績報告のあった筑北村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金について、下記により額を確定したので通知します。

年 月 日

筑北村長 ⑩

記

1 交付金額

円

様式第7号（第11条関係）

筑北村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付請求書

年 月 日

筑北村長 様

請求者 住 所 筑北村

氏 名

印

年 月 日付で確定のあった筑北村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金を下記  
のとおり交付してください。

記

1 補助金請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 振 込 先

金融機関名 \_\_\_\_\_

支 店 \_\_\_\_\_

口座番号 \_\_\_\_\_

口座名義人 \_\_\_\_\_